

○名寄市利雪親雪推進事業補助金交付要綱

平成19年9月27日

告示第1033号

(目的)

第1条 この告示は、雪や寒さを活かして、冬の生活をより暮らしやすく、楽しいものにするを目的に、団体が取り組む利雪親雪事業に要する費用の一部を補助することを目的とする。

(対象事業及び対象経費)

第2条 補助の対象となる事業は、次の各号のいずれかに該当するものとし、その事業に要する経費を補助対象とする。

- (1) 北国の冬にふさわしい暖かく、楽しい装いの開発研究に関わる事業
- (2) 冬の環境を活かし、豊かな地場産物を利用した北国の食文化づくりに関わる事業
- (3) 冬の生活が快適になる住まいづくりに関わる事業
- (4) 冬の生活をいきいきと過ごすため、冬のスポーツ活動の推進に関わる事業
- (5) 冬の生活が楽しいものとなるようアウトドア行事をはじめ、冬のレクリエーション、イベントなどの催事に関する事業
- (6) 冬の自然環境を活かした芸術文化活動に関わる事業
- (7) その他市長が特に認める事業

(事業の対象者)

第3条 事業の対象者は、本市に住所を有しているもの若しくは本市内の事業所等に勤務するもので組織された、前条の事業に取り組む団体とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、第2条に定める補助対象経費の総額の2分の1以内とする。ただし、上限を10万円とし、毎年度予算の範囲内において交付するものとする。

(補助の条件)

第5条 補助金の交付条件は、次のとおりとする。

- (1) 事業完了後は、実績報告書及び収支決算書を提出するものとする。
- (2) この告示以外の市の補助金の対象となった事業は、適用しないものとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付申請は、利雪親雪推進事業補助金交付申請書(別記様式)に、必要書類

を添えて申請するものとする。

(交付の決定)

第7条 前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、利雪親雪推進事業補助金として決定する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成19年9月27日から施行する。

別記様式(第6条関係)

利雪親雪推進事業補助金交付申請書

(申請年月日) 年 月 日

名寄市長 様

(所在地)

(名称)

(代表者名)

印

名寄市利雪親雪推進事業補助金交付要綱第2条の規定による補助金の交付を受けたいので、関係書類を添付し、同要綱第6条の規定に基づき申請します。

申請額						円
事業名						
事業内容						
事業費	予算総額	財源内訳				
		市助成金				
	円	円	円	円	円	
財源割合	%	%	%	%	%	
	100					

- 添付書類 1 事業計画
2 収支予算書
3 その他参考となる書類